

地域安心安全活動支援事業について

右京区では、平成27年度から取り組んでいる「世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動」の一環で、区民の皆様が地域で自主的に行っておられる防犯のための環境整備活動を支援しています。

この度、防犯活動に使用する物品購入費用を補助する「地域安心安全活動支援事業」の、支給団体の募集を行います。

1 対象団体 (1) 右京区内の自治会連合会・町内会などの地域団体

<以下の3つの要件を全て満たす団体です。>

- ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- イ 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること。
- ウ 規約、代表者を決めていること。

(2) 右京区の大学(※)に属する学生を中心に構成されるクラブ等の団体

(※右京区と地域連携に関する協定を締結している大学)

(3) 右京区内に事業所を有する事業者

2 補助内容 購入経費の8割以内(上限あり)

- 右京区の安心安全や防犯につながる地域活動の実施に必要な物品が対象です。次ページの【安心安全活動物品一例】をご覧ください。
- 年度内に1団体が申請できる回数は1回限りとなります。
- 1団体当たりの補助金の上限額は10万円です。
- 維持管理に係る費用(ランニングコスト)は申請者負担となります。

3 注意事項 次の内容にご注意ください!

- 啓発チラシや防犯イベントのPRチラシのデザイン費や印刷費については、次の2つの要件を全て満たせば補助の対象となります。
 - ア チラシ印刷面積のおおむね4/5以上は、防犯に関わるものであること。
 - イ 「毎月20日は右京安心安全・防犯の日」の文言の記載があること。

4 提出書類 (1) 補助金交付申請書(第1号様式)、事業計画書(第2号様式)

事業収支予算書(第3号様式)

(2) 見積書など、購入予定の防犯物品の仕様など詳細がわかる資料

(3) 上記のほか、申請団体ごとに提出が必要な次の書類

地域団体等(対象(1)): 申請団体の規約・役員名簿

クラブ等団体(対象(2)): 団体構成員名簿

事業者(対象(3)): 法人格を有することを証する書類

申請期間: 令和7年4月1日(火) ~ 予算がなくなり次第終了

- ・ 申請は先着順で受付を行い、要件を満たした申請内容について、順次交付決定を行います。
- ・ 申請時において、既に購入されている物品は補助の対象になりません。

【問合せ・申請先】

右京区役所地域力推進室まちづくり担当

TEL 075-861-1264 FAX 075-871-0501

電子メール: ukyo-machi@city.kyoto.lg.jp



【安心安全活動物品一例】

(防犯のぼり)

(パトロール用ライト)



(防犯ジャンパー・ベスト)



(防犯チラシ・ポスター)

